

○小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

平成 3 年 9 月 4 日

規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 8 年小牧市条例第 10 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書)

第 2 条 条例第 10 条の規定による許可の申請をしようとする者は、建築物許可申請書(別記様式)の正本及び副本に次の表に掲げる図書のほか市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁及び井戸の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
土地の縦横断面図	敷地の境界線、土地の高低差、擁壁の位置及び種類
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
2 面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
2 面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(尾張北部都市計画桃花台地区計画の区域内における建築物の制限に関する規則の廃止)
- 2 尾張北部都市計画桃花台地区計画の区域内における建築物の制限に関する規則(平成元年小牧市規則第 23 号)は、廃止する。

附 則(平成 6 年規則第 32 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市地区計画区域内における建築物の制限に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市地区計画区域

内における建築物の制限に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成 8 年規則第 23 号)

この規則は、平成 8 年 5 月 31 日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 2 号)

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別記様式 その 1(第 2 条関係)

建築物許可申請書(正)				
				年 月 日
(あて先)小牧市長				
				申請者 住所
				氏名 印
				(電話 )
小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 10 条の規定による許可をしてください。				
設計者の住所及び氏名		(電話 )		
敷地の位置	地名及び地番			
	用途地域	防火地域	その他の区域・地域・地区・街区	
用途		工事種別		
建築物の構造		造 階	建築物の高さ	メートル
建築物の面積等		申請部分	申請以外の部分	合計
				※敷地面積との比
敷地面積(平方メートル)				
建築面積(平方メートル)				
延べ面積(平方メートル)				

許可を求める理由				
※受付欄		※消防同意欄		※備考欄
※許可番号	第	号	※許可年月日	年 月 日
(注) ※印欄は、記入しないこと。				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

別記様式 その 2 (第 2 条関係)

建築物許可申請書(副)				
				年 月 日
(あて先)小牧市長				
				申請者 住所
				氏名
				(電話 )
小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 10 条の規定による許可をしてください。				
設計者の住所及び氏名		(電話 )		
敷地の位置	地名及び地番			
	用途地域	防火地域	その他の区域・地域・地区・街区	
用途	工事種別			
建築物の構造		造 階	建築物の高さ	メートル
建築物の面積等		申請部分	申請以外の部分	合計
				※敷地面積との比
敷地面積(平方メートル)				
建築面積(平方メートル)				

延べ面積(平方メートル)				
許可を求める理由				
第 号				
※ この申請のとおり許可します。				
年 月 日				
小牧市長				印
(注) ※印欄は、記入しないこと。				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。